

# 草津栗東行政事務組合監査委員処務規程

令和4年10月27日

監委告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、草津栗東行政事務組合監査委員（以下「監査委員」という。）の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条第4項の規定により、監査委員に書記長および書記を置く。

2 書記長および書記は、管理者の事務部局の職員をもって充てる。

(職務)

第3条 書記長および書記は、監査委員の命を受け、所掌事務を処理する。

(職員の身分取扱い)

第4条 第2条第1項に規定する職員の勤務条件、服務その他身分取扱いについては、管理者の事務部局の職員の例による。

(専決)

第5条 書記長は、次の事項を専決することができる。

- (1) 監査委員の既決事項に属する監査の通達ならびに書類の請求に関すること。
- (2) 監査委員の報酬および費用弁償その他諸給与に関すること。
- (3) 職員の出張に関すること。
- (4) 職員の時間外勤務に関すること。
- (5) 職員の休暇、欠勤、早退その他願届等の処理に関すること。
- (6) 委員の協議決定事項の実施と処理に関すること。
- (7) 財務関係の事務に関すること。
- (8) 軽易な事項の報告、照会、回答等に関すること。
- (9) その他軽易な事項の処理に関すること。

(公印)

第6条 公印の名称、書体、寸法、個数および用途は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

2 公印の保管および使用の責任者は、代表監査委員が指定する書記とする。

3 公印を新調し、改刻し、または廃止しようとするときは、代表監査委員の承認を受けなければならない。

(事務の処理)

第7条 この訓令に定めるもののほか、事務の処理については、管理者の事務部局の例による。

付 則

この告示は、令和4年10月27日から施行する。

別表第1（第6条関係）

公印

名称	ひな形 番号	公印番 号	書体	寸法 (mm)	個数	用途
草津栗東行政事務 組合代表監査委員 之印	1	1	隸書	方21	1	代表監査委員名で発する公文書 用
草津栗東行政事務 組合監査委員之印	2	2	隸書	方21	1	監査委員名で発する公文書用

別表第2（第6条関係）

(1)

草津栗東 行政事務 代表監査 委員之印
------------------------------

(2)

草津栗東 行政事務 監査委員 之印
----------------------------